

空家等除却促進に係る連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と株式会社クラッソーネ（以下「乙」という。）は、次のとおり空家等除却促進に係る連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが持つ資源や特長を活かしながら、米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例（平成27年米原市条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する空家等のうち、管理不全な状態にあるものの除却促進に向けて連携協力を図り、もって空家等の適正な管理の推進に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1）甲が推進する管理不全な状態にある空家等の除却促進に係る各種施策に関して、乙が持つサービスやノウハウを提供すること。
- （2）甲が指定する管理不全な状態にある空家等に対して、乙が運用するシステムやホームページ（以下「システム等」という。）を活用し、乙は甲に対して必要なアドバイスを実施すること。
- （3）条例第2条第5号に規定する所有者等および同条第9号に規定する市民等からの相談に対応する際に乙が運用するシステム等を甲が活用すること。
- （4）乙は、米原市内の事業者システム等の運用について周知を図るとともに、空家等の除却促進に向けて市内事業者との積極的な連携に努めること。
- （5）その他前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

2 甲および乙は、連携協力事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行い、連携協力事項の効果検証を行うものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 前条に基づき甲が提供する情報には、米原市個人情報保護条例（平成18年米原市条例第5号）第2条第2号に規定する個人情報を含まないものとする。

（秘密情報）

第4条 乙は、連携協力事項の実施のため、乙の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を甲に提供する場合は、当該情報が秘密情報である旨を明示して、甲に提供するものとする。

（秘密保持義務）

第5条 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密に保持し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または提供しないものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 甲は、秘密情報を連携協力事項の遂行以外の目的に使用しないものとする。

（複写・複製）

第7条 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、連携協力事項の遂行のた

めに必要最小限の範囲を超えて、秘密情報の複写、複製等を行ってはならない。

(秘密情報の管理)

第8条 甲は、秘密情報を取り扱うに当たり、秘密情報に対する不正アクセスまたは秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講ずるものとする。

(事故)

第9条 甲は、秘密情報の漏洩を覚知したとき、または漏洩のおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその旨を乙に報告してその取扱いを協議しなければならない。

(解除)

第10条 甲および乙は、相手方がこの協定の規定に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、これを是正しないときは、書面による通知をもって、この協定の全部または一部を解除することができるものとする。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条から第9条までの規定は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

ただし、甲が連携協力事項の効果検証の結果に基づき第1条の目的を達成するために効果があると判断し、かつ、有効期限満了の2月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(適用)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 甲乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、変更につき協議する。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和4年3月15日

甲 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市長 平尾道雄

乙 愛知県名古屋市中村区名駅 5-7-30 名駅東ビル 4F
株式会社クラッソーネ
代表取締役 川口哲平